主 対 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

里 日

本件控訴の趣意は、弁護人宮崎乾朗作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、 これを引用する。 論旨は、本件においては被告人に原判示のごとき業務上の注意 義務はなく、従つて被告人には原判決認定のような過失がないのであつて、原判決 は事実を誤認し、かつ法令の適用を誤つたものである、というのである。

ごかして、右認定の事実によれば、被告人は軌道敷内を進行し、信号に従つて前記交差点に進入したが、対向の市電が交差点内にある右側(北側)停留所安全地に停車して乗降客を取扱中であるのを認めて自車の速度を毎時約二〇キロメートに落して右市電の南側を通過しようとしたのであるが、原判決は「かかる場合、自動車運転者としては、電車に乗降する者が道路を横断しようとして、不注意に、突然、進路に進出して来ることが予想されるから、何時でも急停車できる程度に減速然行の上、左右前方を注視し、進路を横断する者の有無を確認して進行し、決定であると表に防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、漫然、同一速度で、進行した過失により……」と判示ぶして、被告人に過失を認め、被害の傷害の結果が被告人の過失によるものであると認定している。

〈要旨〉なるほど、当時対向市電が右側安全地帯に停車して乗降客を取扱中であつ たのであるから、その乗降客が不く/要旨>注意に信号に違反して道路を横断しようと して自動車の進路前方に進出して来ることもないとはいえないことは原判決のいうとおりである。しかしながら、前記認定のごとく、本件交差点には信号機が設置されていて、当時東西進めの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れの信号を示していたのであるから、南北は止れていて、 していた筈であり、被害者の連れであつて一緒に市電を降りたという証人Bの原審 における証言によつても、南北は止れ (赤色の燈火) の信号を示していたことが明らかであるから、このような場合、自動車を運転して西進する者は、交差点内にあ る右側安全地帯に停車中の市電の後方から、降客等が信号を無視して進路前方に進 出して来ることがあることも全然予想しえないわけではないにしても、交差点に信号機を設置し信号を表示している場合、信号に違反して進出してくる歩行者は殆んどないであろうこと及び仮りにそのような歩行者があったとしても、他の側は進め の信号が表示され自動車等の車両が走行している以上、歩行者またはその保護者に おいて左右の安全を十分確認するなど自己防衛の手段を尽すであろうことを一応期 待するのが通常であつて、このように期待することを一概に非難することはできな い。従つて自動車運転者としては、このような場合、どれ程無鉄砲な信号違反の歩行者が市電の後方から飛び出しても、事故の発生を完全に防止するに足りる措置を講ずべき必要はなく、信号違反の歩行者側の自己防衛手段と相俟つて、事故の発生を防止しうる程度の措置を講ずれば足りるものと解するのが相当である。けだし、 もし、このような場合にまで一方的に自動車運転者に事故の発生を未然にかつ完全 に防止するに足りる措置を講ずべき義務を課するならば、信号違反の歩行者に比 信号に従つている自動車運転者に甚だ酷であるばかりではなく、原判示のよう に何時でも直ちに停車できる程度に減速徐行すべきものとすれば、最徐行運転によ る交通停滞の原因ともなり、かえつて交通の安全と円滑を阻害し、自動車の高速度 交通機関としての機能を奪うことになつて、交差点に信号機を設置した意味を失わ

せることになるからである。してみれば、このような場合、自動車運転者としては、安全地帯横に停車している市電のすぐ南側を進行するのであるから、一応市電の後方から信号違反の歩行者が進出してくることがあることも考慮して前方左右を 注視しながら、時速を二〇キロメートル程度に減速して徐行すれば、仮りに右市電 の後方安全地帯の西端(その西側に横断歩道がある)附近から道路を横断しようと する歩行者があつても、歩行者において急に飛び出すようなことのないかぎり歩行者側の停止、待避等自己防衛の措置と相俟つて衝突等の危険は一般に避けられるも のと考えられるから、右の程度の注意義務を尽せば足りるものといわなければなら ない。そして、前記認定の事実によれば、被告人は安全を期して時速を約二〇キロメートルに減速して市電の南側を進行したところ、被害者Aが市電の後方から信号 に違反し、左方へ進路を横断しようとして南に向つて小走りに進出して来るのを右 前方約一・六メートルの地点に発見したので、急停車の措置をとつたが(自動車は 約四メートル進んで停車している)間に合わなかつたものであつて、被告人には右 以上に減速徐行しなかつた点に過失があつたとすることはできない(もつとも、証 人Aは原審において、信号が青に変つたので南の方へ小走りで渡ろうとした旨供述 しているけれども、右供述は証人Bの原審における証言に照らしても信用すること ができない)。また、被告人において被害者の早期発見及び急停車措置に欠けると ころがあつたことも証拠上認められないし、その他、記録を精査し、当審における 事実取調の結果を参酌しても、本件事故が被告人の過失によつて発生したことを認 めることができないから、結局本件公訴事実は犯罪の証明が十分でないというほか はない。しかるに、原判決は被告人に前記のような業務上の注意義務があることを 前提として、被告人に過失ありとして有罪の言渡をしているのであつて、この点に おいて法令の解釈適用を誤り、事実を誤認したものであり、その誤りは判決に影響 を及ぼすことが明らかであるから、到底破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条により原判決を破棄した うえ、同法四〇〇条但書によりさらに判決することとする。____

本件公訴事実(原判決の判示事実と同じであるからこれを引用する)について は、さきに説明したように犯罪の証明が十分でないから、刑事訴訟法四〇四条、三 三六条により、主文のとおり無罪の言渡をする。 (裁判長裁判官 奥戸新三 裁判官 中田勝三 裁判官 佐古田英郎)